

令和6年度 文京区立第三中学校 学校経営方針

文京区立第三中学校

校長 神山 洋之

1 教育目標

これからの教育に求められるのは、激しい変化とグローバル化の進展した社会の中で自立し、社会に貢献し、たくましく生きることができる「生きる力」の向上である。その実現に向けて、文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」ならびに生徒・保護者・地域社会の実態に基づき、次のとおり「教育目標」及び「校訓」を設定する。

次代の担い手として、豊かな心と郷土愛を培い、心身ともに健康で創造力と実践力をそなえた、社会に貢献する人間を育てる。

教育目標

- 1 自ら考え、進んで学ぶひと
- 2 思いやりのある、心豊かな人
- 3 ねばり強く、心身ともにたくましい人

校 訓 「豊かな心」 ～自主 協力 創造～

2 めざす生徒像

- ① 自ら学び、考え、判断し、表現・行動する生徒
- ② 互いの個性を認め合い、自他ともに大切にす生徒
- ③ 社会に貢献し、たくましく生きる力を身に付ける生徒

3 めざす学校像

- ① 生徒一人一人が自らのよさを発揮し、意欲的、創造的に活動できる学校
- ② 教員と生徒が自信と誇りをもち、共に成長していく学校
- ③ 保護者や地域と連携し、地域から信頼される学校

4 基本方針

(1) 教育活動全般における自己肯定感の向上

- ① 教育活動全般を通して、自己の目標をもたせ、生徒のよい点は積極的に評価することで自己肯定感を向上させる。
- ② 学校行事の目的を理解させ、校訓である自主・協力・創造により豊かな心を醸成する態度を育成する。
- ③ 生徒会活動、学級活動、交流及び共同学習、部活動等を通して、集団の一員であることを自覚させ、共に生き、成長しようとする態度を育成する。
- ④ 自己の変容や成長を自己評価しながら、将来に向けた自己実現を図るために主体的な意思決定に基づく実践活動を通してキャリア教育の充実を図る。

(2) 生涯学習の視点を生かした「基礎・基本の徹底」による授業実践

- ① 指導と評価の一体化を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層推進する。そのために話し合い活動の充実と表現する力の向上を目指した授業改善をすすめる。
- ② 一人一台のタブレット PC やデジタル教科書、ICT 支援員等の積極的・効果的活用により、多様な教育ニーズにこたえるための取組みを充実させる。
- ③ 個別最適化された学びや協働的な学びを推進する。これにより生徒一人も取り残さず資質・能力を育成し、災害や感染症発生時でも安心して学習を継続できる環境を構築する。
- ④ ICT 機器の活用により特別な支援が必要な生徒の資質・能力を最大限に伸ばす。
- ⑤ 情報化社会の新たな問題を考えるための教材やGIGAワークブックとうきょう等の啓発資料等を活用した情報モラル教育を推進する。
- ⑥ 学力調査等の結果分析等を活用した指導方法や学習形態の工夫により、生徒が「わかる」「できる」を実感できる授業改善を推進する。
- ⑦ 「三中スタイル」について必要に応じて内容を検討し、学年・教科の枠を超えた全教員による指導により学習習慣の定着を図り、主体的・意欲的に学習に取り組む姿勢を育成する。
- ⑧ 各教科で具体的な授業改善プランの作成及び工夫・改善をすすめる。
- ⑨ 全学年を対象とした「水曜教室」や English Day Camp 等の実施を通して、学習意欲を高めることにより個々の生徒の学力の伸長を図る。
- ⑩ ALT の活用やTOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEANを活用した英語教育・国際理解教育の充実を図る。
- ⑪ 「学校 2020 レガシー」としてオリンピック・パラリンピック教育における、「ボランティア・マインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質の育成を目指した組織的・計画的な取組を発展させていく。
- ⑫ 義務教育9年間を通して学校間での確実な共有を図った「キャリア・パスポート」の活用により自己の変容や成長を自己評価することで生徒一人一人が自己理解を深め、自己実現を目指して主体的に学びに向かう力を育てる。
- ⑬ 朝読書及びコミュニケーション活動を行うことにより、生徒の読書習慣やコミュニケーション能力の育成を図る。

(3) 豊かな人間性を育成する心の教育の更なる充実

- ① 人権教育、道徳教育を充実させ、全教育活動の中で「豊かな心」の育成と「いのちと心の教育」の推進を図る。
- ② 年間指導計画に基づく「考える道徳」「議論する道徳」を実践し、日常生活における道徳的実践ができるようにする。
- ③ 道徳授業地区公開講座の充実を図るとともに、外部講師の活用や、保護者・地域への情報発信の方法・内容等及び意見交換会を工夫することで連携や理解を深める道徳教育を推進する。
- ④ こども基本法や生徒指導提要、子どもの権利条約に基づき、子どもたちの基本的人権に配慮し多様性を尊重する。
- ⑤ いじめ防止対策推進法や文京区いじめ防止対策推進基本方針・いじめ対応マニュアル及び文京区立第三中学校 いじめ防止基本方針に基づく指導の徹底を図ることによりいじめの未然防止に努める。
- ⑥ いじめ防止対策委員会による組織的な対応を推進する。そのために、「いのちと心の授業」や「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用した授業の実施等を通して、いのちの教育を推進する。また、「いのちと心のアサーションプログラム」を活用した実践を推進する。
- ⑦ 障害のある生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別指導計画を作成する。
- ⑧ 交流学習では、互いに認め合い、助け合う姿勢を養うと共に、生徒のもてる力を高め、生活や学

習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

- ⑨ 特別支援コーディネーターと連携した通常級における特別支援教育を推進する。
- ⑩ 区ガイドラインによる交流及び共同学習を推進する。
- ⑪ 体を動かす楽しさを育み、体力・運動能力の基礎を培うための運動機会を充実する。また、テクニカルトレーナー調査結果に基づく体等の授業支援人材を活用した授業の充実を図る。
- ⑫ 生徒会主体のボランティア活動及び地域行事への参加を促進する。
- ⑬ 情報化社会の問題を考えるために、家庭や警察、企業等と連携し発達段階に即した授業を行うとともに、GIGAワークブックとうきょう等の啓発資料を活用することで情報モラル教育の推進を図る。

(4) 生活指導等の充実

- ① 生徒の基本的な人権に配慮し、多様性を尊重し、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。
- ② 学校いじめ対策委員会を中心とした指導体制を整え、生徒指導情報の交換を行うと共に「文京区版いじめ対応マニュアル」を活用したいじめの防止及び、早期発見・早期対応に取り組む、心身ともに健全な生徒を育成する。
- ③ ふれあい月間では生徒アンケートを実施し軽微ないじめも見逃さないようにし、家庭・地域・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携し、重大な事故の未然防止、早期発見・解決に向けた取り組みを行う。
- ④ 学級集団アセスメント hyper-Qu の活用等による不登校の未然防止と早期支援に向けた取り組みを行う。
- ⑤ 危機管理マニュアル（風水害対策の見直し）や学校防災計画の改善により、「東京マイ・タイムライン」の活用を通して適切な避難行動が取れるように安全指導を徹底し、安全点検を確実に実施する。

(5) 教職員の資質向上、課題解決にむけた組織力の向上

- ① 教師の資質・能力の向上と組織機能の強化をすすめる。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業改善を推進する。
- ③ 若手教員育成プログラムによる若手教員の育成を推進する。
- ④ 保幼小中合同交流日を活用した幼児・児童・生徒の交流及び教職員の連携を図る。

(6) 特別支援教育の充実

- ① SC や関係諸機関との連携強化により連続性のある多様な学びを充実させる。
- ② 特別な支援を要する生徒の個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、合理的配慮に基づく支援を充実させる。
- ③ 特別支援教育委員会で情報交換を行い、特別支援コーディネーターを中心にして校内の共通理解を徹底する。
- ④ 生徒が集中して授業に取り組める学習環境の整備に努める。

(7) 地域・保護者・学校が一体となった学校運営

- ① 社会に開かれた教育課程の理念に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る。学校運営協議会や地域学校協働本部により「開かれた学校」として学校・地域との連携を強め、外部人材の活用等をすすめる。
- ② 様々な教育活動を通して育てたい生徒の資質・能力を明確にして、学校行事等の精選・重点化・準備の簡素化・省力化を図る。
- ③ 担任と生徒・保護者との連絡・相談を通して連携・協力体制を整える。
- ④ 保護者・地域の意見や要望等に対して真摯に受け止め、誠実に対応する。
- ⑤ サマーファミリーフェスティバルや礒川マラソン等の PTA 主催行事や地域行事に生徒の積極的な参加を促し、自立する力や社会に貢献する態度を育成する。
- ⑥ HP・学校便り・PTA 広報誌により情報発信の方法・内容等を工夫し、広報活動を推進する。